

令和7年度におけるこどもルーム入所手続のご案内

こどもルームは、放課後等に保護者の監護を受けられない児童に生活の場を提供する施設です。

こどもルームへの入所を希望される方は、**所定の期間中**に入所許可申請を行う必要がありますので、以下に記載する事項をご確認の上、必要書類をご提出ください。

1 こどもルームの基本情報

市ホームページに掲載していますので、お手数ですが、次のURL又はQRコードからアクセスしてください。
なお、こどもルーム保育料については、裏面に補足資料①として掲載しています。

URL : <https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kosodate/kosodateshien/childroom/kodomoroom/ykodomo20180305.html>

QRコード :



2 入所許可申請の期間及び受付窓口

申請期間	4月1日の入所を希望する場合：令和6年10月15日（火）～12月13日（金）
	4月16日以降の入所を希望する場合：入所日（※1）のおおむね1か月前まで（※2）
受付方法	四街道市健康こども部保育課窓口にて持参又は同課宛て郵送（簡易書留等により必着）

※1 入所日は、各月1日又は16日のいずれかになります。実際の利用開始日がそれ以外の日になる場合でも、入所日は、利用開始日直前の1日又は16日とさせていただきます。

※2 4月以外の1日入所の場合、申請期限は入所日の前々月の月末までとなり、16日入所の場合、申請期限は入所日の前月の15日までとなります。

なお、いずれの場合でも、期限の日が休日となる場合は、直前の平日が申請期限となります。

3 入所許可申請の提出書類（様式は市ホームページからダウンロードできます。）

- ① こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書
- ② 児童票（緊急時連絡票及び健康・生活状況申告票）
- ③ こどもルーム入所及び入所決定後に係る承諾書兼誓約書
- ④ 保護者が監護できない理由を証明する書類（※3）

※3 入所許可申請時点における入所申請児童の保護者（父母又は実際に児童を監護する方）について、裏面の補足資料②の表に応じた必要書類等を添付してください。また、単身赴任等で別居されている保護者の分も必要です。

- ⑤ 戸籍謄本（※4）

※4 保育料区分が「ひとり親家庭」に該当する方のみ必要となります。

なお、市の子育て支援課でひとり親の家庭登録がある方は提出不要です。

- ⑥ 地方税関係情報の取得に係る同意書（※5）
- ⑦ 前年度に居住していた市区町村の課税証明書（※5）
- ⑧ 生活保護の受給を証明する書類（※5）

※5 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に該当する方は必要となります。

- ⑨ 医療的ケアを必要とする児童の保育に係る同意書（※6）
（こどもルーム入所及び入所決定後に係る承諾書兼誓約書の裏面）

- ⑩ 医療的ケアに関する主治医意見書兼指示書（※6）

※6 医療的ケアを必要とする児童の入所を希望する方のみ必要となります。

4 入所許可申請の留意事項

- ① 兄弟姉妹で同時に申請する場合又は兄弟姉妹が一定期間内に保育所、幼稚園等の申請をされる（された）場合、保護者が監護できない理由を証明する書類については、写しをご提出いただいても構いません。
- ② こどもルーム保育料に未納がある場合、書類に不備がある場合及び期間外の申請については、入所を許可できないことがあります。
- ③ 申請内容に虚偽が認められた場合は、入所許可決定後でもその許可を取り消すことがあります。
- ④ 入所許可申請書類の内容により**対象児童が特別の配慮を要すると思われる場合は、入所前にこどもルーム職員等による面談を実施します。**あらかじめご了承ください。

《裏面に続く》

《補足資料①》 こどもルーム保育料

こどもルーム保育料は、原則として口座振替による納付となります。入所決定後に預金口座振替依頼書を送付しますので、必ずお手続きください。また、正当な理由なく当該保育料を滞納した場合は、入所許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

区分		一般世帯	ひとり親世帯 又は第2子以降（※7）	市民税非課税世帯（※8） 又は生活保護世帯
保育料月額		8,500円	4,100円	0円
保育料月額（15日退所・16日入所）		4,200円	2,000円	0円
加算月額	時間外保育	500円	500円	500円
	土曜日保育	500円	500円	500円
夏季加算（※9）		8,500円	4,100円	0円

※7 この世帯区分に該当するためには、「こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書」の「保育料区分」の欄の該当する区分に☑を記入の上、必要書類を添えて申請する必要があります。（裏面の記入は不要です。）

※8 この世帯区分に該当するためには、「こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書」の裏面に記入の上、必要書類を添えて申請する必要があります。

※9 「こどもルーム入所許可申請書兼保育料減額・免除申請書」の「時間外保育等利用希望」の欄の夏季休業利用に☑を記入して申請した際に、8月分保育料に加算されます。

《補足資料②》 保護者が監護できない理由を証明する書類一覧

理由	内容	必要書類等	入所許可期間
㉑ 就労	●保護者1人あたりの月の就労時間が48時間以上であること （居宅、フルタイム、パートタイム、夜間、自営等就労形態は不問）	●雇用期間中の就労証明書（証明日から3か月以内のもの） ●変則勤務の場合は、上記就労証明書と事業所が発行したシフト表等（直近の分）を併せて添付 ●自営の場合は、上記就労証明書と自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）	●年度末（雇用期間による変動あり）
㉒ 就労内定等	●就労内定又は復職予定であること （㉑の就労条件を満たしていること）	●雇用期間前の就労証明書（証明日から3か月以内のもの）	●雇用開始日又は復職予定日から3か月（雇用期間中の就労証明書の提出により期間延長が可能）
㉓ 妊娠又は出産	●産前産後であること	●母子健康手帳の記名のある表紙と出産予定日の記載があるページ（写）	●出産予定日8週間前から出産後8週間の翌日が属する月の末日まで
㉔ 疾病又は障害等	●常態として、保育ができない状況であること	●保育ができない旨の診断書（原本）又は各種障害者手帳（写）	●添付書類内容による（更新後の障害者手帳の提出により期間延長が可能）
㉕ 介護又は看護等	●常態として、親族の介護又は看護が必要であり、保育ができない状況であること	●常時支援（介護・看護）申立書 ●被支援者の診断書（写）	●添付書類内容による
㉖ 求職活動	●求職活動を継続的に行っていること	●求職活動についての誓約書（求職活動開始後に求職活動状況申告書の提出が必要）	●3か月（就労証明書の提出により期間延長が可能）
㉗ 就学	●学校教育法に基づく就学先や職業訓練校に在籍していること （㉑の就労時間と同程度の就学時間であること）	●在籍証明書（原本）又は学生証（写） ●時間割等就学時間が確認できる書類	●就学期限日の属する月まで